

## 福島県立医科大学附属学術情報センター規程

(平成18年4月1日規程第86号)

(一部改正平成20年3月3日規程第63号)

(一部改正平成26年4月1日規程第14号)

(一部改正令和3年4月1日規程第2号)

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福島県立医科大学組織及び運営規程第6条第2項の規定に基づき、福島県立医科大学（以下「本学」という。）附属学術情報センター（以下「学術情報センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 学術情報センターは、本学の教職員、学生等の利用に供するため、高度情報化の推進及び情報システムの管理運営（附属病院を除く）並びに教育、研究、診療及び学習に必要な学術情報の収集、整理、保存、展示及び提供並びに情報教育及び研究を行うことを目的とする。

### (施設)

第3条 学術情報センターに、図書館及び展示館を置く。

2 図書館に、分室として保健科学部分室を置く。

### (センター教員)

第4条 学術情報センター長（以下「センター長」という。）は学術情報センターに学術情報センター教員（以下「センター教員」という。）を置くことができる。

2 センター教員は、学術情報センターにおける情報教育及び研究に関する業務に従事する。

3 センター教員は、各学部及び附属病院の教員のうちからセンター長の推薦により、学長が任命する。

4 センター教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

### (学術情報センターの管理)

第5条 学術情報センターの管理に関する事項は、センター長が別に定める。

### (学術情報センターの利用)

第6条 学術情報センターの利用に関する事項は、センター長が別に定める。

(事務)

第7条 学術情報センターの事務は、総務課学術情報室及び保健科学部事務室において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、学術情報センターに関し必要な事項は、福島県立医科大学附属学術情報センター運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、センター長が定める。ただし、軽微な事項又はあらかじめ委員会が認めたものについては、委員会の議を経ないで、センター長が定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定後、最初に任命されるセンター教員の任期は、第4条第4項の規定にかかわらず、任命の日から平成20年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。